

## 過去の懲戒処分(単位会長処分)一覧

### 単位会長による処分

※各都道府県行政書士会会長(単位会会長)が、各行政書士会会則に基づき、行政書士に対して行う懲戒処分

No.	所属単位会	懲戒処分の年月日	内容	処分理由
1	兵庫県行政書士会	平成17年9月9日	会員の権利の停止 1年間	建設業法違反。
2	京都府行政書士会	平成17年10月13日	会員の権利の停止 1年間	職務上請求書の不当な使用及び綱紀委員会の調査の拒絶。
3	愛知県行政書士会	平成17年11月28日	訓告	「品位を害した」=事務所に不在、16件に及ぶ客への不誠実な対応、綱紀委員会出頭拒否、現在一切連絡が取れない。
4	和歌山県行政書士会	平成17年12月1日	和歌山県行政書士会会則第90条の2第1項第2号による6ヶ月間の会員の権利の停止	会長選挙において他人を誹謗し、名誉を毀損する行為。
5	滋賀県行政書士会	平成17年12月26日	滋賀県行政書士会会則第84条の2による訓告	補助者による建設業許可申請更新に伴う許可通知書の偽造。
6	滋賀県行政書士会	平成17年12月26日	会則第84条の2による訓告	弁護士法72条違反・司法書士法3条8項違反疑義、事務所移転手続の懈怠、統一用紙使用及び電話による本会への抗議事案。
7	佐賀県行政書士会	平成18年1月6日	会員の権利行使の停止 尚、期間は平成18年2月1日から平成19年1月31日まで	佐賀会会則第75条1項違反。
8	大阪府行政書士会	平成18年2月14日	平成18年2月24日から3か月間の会員の権利の停止	使用人の監督を怠り、虚偽の書類を提出。信用品位を害した。
9	宮城県行政書士会	平成18年2月23日	廃業勧告	知事処分(業務の停止1ヶ月間)、建設業法違反による罰金(30万円)の略式命令。
10	東京都行政書士会	平成18年3月20日	廃業の勧告 及び会員の権利の停止	免許申請手続で、身分証明書を偽造、提出。
11	岐阜県行政書士会	平成18年4月24日	訓告	
12	東京都行政書士会	平成18年4月25日	会則第23条第1項第3号の「廃業の勧告 及び会員の権利の停止」	外国人の不法就労助長のため東京入管局への虚偽申請の継続。虚偽の外国人居住地変更登録申請書を提出、外国人登録原票の不実記載させ市役所に備え付けさせた。
13	東京都行政書士会	平成18年9月6日	廃業の勧告 及び会員の権利の停止	在留期間更新許可申請手続で、虚偽の申請書を作成し提出。
14	兵庫県行政書士会	平成18年9月6日	会員の権利停止(1年間) (平成18年9月6日から平成19年9月5日まで)	行政書士法10条・13条違反、日行連会則59条・60条・62条違反、兵庫会会則35条違反。
15	大阪府行政書士会	平成18年9月14日	廃業勧告	決算書偽造し決算変更届・分析手続・経審手続・入札参加申請・建設業許可申請において虚偽の申請を行った。この行為は行政書士法第10条及び大阪会会則第40条に違反する。
16	高知県行政書士会	平成18年12月2日	廃業の勧告	補助者の登録手続きを怠ったまま行政書士業務を行わせていた。法施行規則4条・5条第2項違反。
17	高知県行政書士会	平成18年12月2日	1年間の会員権の停止 (平成18年12月3日から平成19年12月2日まで)	約9割の依頼について、受注、車庫調査、証明に係る書類の作成及び警察署への提出のすべてを補助者に行わせ本人は関与していなかった。法施行規則4条違反。

## 過去の懲戒処分(単位会長処分)一覧

### 単位会長による処分

※各都道府県行政書士会会長(単位会会長)が、各行政書士会会則に基づき、行政書士に対して行う懲戒処分

No.	所属単位会	懲戒処分の年月日	内容	処分理由
18	高知県行政書士会	平成18年12月2日	廃業の勧告	〇〇県自家用自動車協会内に事務所を開設、同協会に雇用されたまま、同協会の名で自動車の登録及び検査の申請に係る行政書士業務を行った。補助者の届けを怠ったまま、同協会職員に業務を行わせた。 法施行規則4条・5条2項違反。
19	高知県行政書士会	平成18年12月2日	1年間の会員権の停止 (平成18年12月3日から平成19年12月2日まで)	補助者の登録手続きを怠ったまま行政書士業務を行わせていた。法施行規則4条・5条第2項違反。
20	岐阜県行政書士会	平成18年12月8日	平成18年12月8日から同19年9月7日までの会員の権利の停止	行政書士法第10条及び岐阜会会則第48条違反。
21	和歌山県行政書士会	平成18年12月20日	和歌山県行政書士会会則第90条の2第1項第二号による1年間の会員の権利の停止 (平成18年12月20日から平成19年12月19日まで)	和歌山会会則90条第1項による。
22	兵庫県行政書士会	平成18年12月21日	会員の権利停止(1年間) (平成18年12月21日から平成19年12月20日まで)	法令(建設業法)違反。
23	岡山県行政書士会	平成19年1月10日	会員の権利停止(6ヶ月) (平成19年1月10日から平成19年7月9日まで)	信用及び品位を害した。
24	滋賀県行政書士会	平成19年1月22日	訓告	行政書士法第8条第2項違反、行政書士法第9条違反、滋賀会会則61条違反、滋賀会会則62条違反。
25	滋賀県行政書士会	平成19年1月22日	訓告	行政書士法第8条第2項違反。
26	高知県行政書士会	平成19年3月24日	廃業勧告	司法書士法違反による刑事処分(略式命令・罰金)確定の為。
27	岡山県行政書士会	平成19年3月26日	廃業の勧告	行政書士の信用及び品位を害した。
28	大阪府行政書士会	平成19年3月27日	3ヶ月間の会員の権利の停止	行政書士法第10条及び大阪会会則第40条違反 業務受託し報酬を得ながら、業務処理を遅延または履行せず、また顧客に対し必要な説明を行わず、顧客からの電話にも出ない等、不誠実な行為を繰り返した。
29	大阪府行政書士会	平成19年5月9日	2ヶ月間の会員の権利の停止	行政書士法10条及び大阪会会則40条違反。 依頼者でもある知人から借金をして長期間返済せず、また依頼された業務についての説明責任を果たさないなど、行政書士の信用と品位を害する行為をした。
30	千葉県行政書士会	平成19年5月22日	会員の権利の停止 (平成19年6月16日～平成19年12月15日)	酒気帯び運転による交通人身事故(道路交通法違反と業務上過失傷害)。 このことは、行政書士並びに千葉県行政書士会の信用又は品位を害する行為であり、行政書士法10条及び千葉会会則19条違反。
31	京都府行政書士会	平成19年6月29日	訓告	弁理士法75条に抵触する行為の実施。
32	茨城県行政書士会	平成19年7月23日	廃業の勧告	本件行政書士は、下水道接続許可申請の依頼を受け、〇〇市上下水道事業管理者に対して下水道接続許可申請手続中にもかかわらず、過年度の下水道接続許可書の写しを用いて許可書を変造し、依頼業者にファックス送信し既に許可になったように装った。この行為は、行政書士法第10条に違反し、行政書士の信用を失墜させる重大な非行に該当する。

## 過去の懲戒処分(単位会長処分)一覧

### 単位会長による処分

※各都道府県行政書士会会長(単位会会長)が、各行政書士会会則に基づき、行政書士に対して行う懲戒処分

No.	所属単位会	懲戒処分の年月日	内容	処分理由
33	三重県行政書士会	平成19年8月10日	廃業の勧告 (会員の権利の停止を含む)	「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を不正に使用したばかりか、綱紀委員会の調査に際し、その依頼人他について、虚偽の陳述を繰り返す等した。このことは、三重県行政書士会会則第46条の処分事由に該当する。
34	愛媛県行政書士会	平成19年8月29日	廃業勧告	愛媛県行政書士会会則第17条(行政書士たるにふさわしくない重大な非行)違反。
35	高知県行政書士会	平成19年9月15日	平成19年10月25日から 平成20年10月24日までの 1年間の会員の権利の停止	役員の立場にありながら、会員からの「質問書」に対し総会を欠席しその後、三度にわたる要請にもかかわらず「回答書」を提出しないことは、会員の意思を反映させる総会の存在意義にも及ぶ重大な行為であり、将来に禍根を残す悪例となる。
36	奈良県行政書士会	平成19年9月28日	訓告	事実証明に関する文書「医療機器修理業の講習会」受講に必要な実務経験書に、不実の内容を記載した文書を預かり、これに勤務実績のない会社に押印させたことが、奈良県行政書士会会則第43条に抵触する行為であることによる。
37	島根県行政書士会	平成19年10月27日	訓告	職務上請求書を使用する際、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」に定める記入要領に反した記載をした他、記載につき、窓口職員から指導を受けているにもかかわらず、不当な抗弁を繰り返し、役所の執務時間終了後約1時間にわたり退去しなかったことは、行政書士法第10条に反し、行政書士の品位を害したこと。
38	愛知県行政書士会	平成19年10月30日	訓告	会則違反「行政書士の信用及び品位を害したため」。